

2010年10月27日

第14号

📖 国務院による「内・外資企業と個人の都市維持建設税と教育費付加制度を統一する通知」の公布について

企画部 調査課

2010年10月18日付けで、国務院による「内・外資企業と個人の都市維持建設税と教育費付加制度を統一する通知」(国発[2010]35号 以下は、「通知」と略称)が公布された。同「通知」は12月1日より施行される。「通知」は、外商投資企業と内資企業との間の税務徴収制度統一化の方針に基づき公布されたもので、従来、外商投資企業、外国企業と外国個人が免除されていた都市維持建設税、教育費付加が、12月1日より内資企業と同様に徴収されるようになる。

都市建設維持建設税と教育費付加の主要法規である「中華人民共和国都市維持建設税暫定条例」(1985年)と「教育費付加徴収の暫定規定」(1986年)の公布時には、内資企業と中国公民のみが納税対象とされており、外商投資企業は免除されていた<sup>1</sup>。内資企業、外資企業の税務管理を統一する方針の下、2010年5月に国家發展改革委員会が発表した「2010年經濟体制改革重点を深化する意見」では、内・外資企業の都市維持建設税と教育費付加制度の統一方針を更に明確に打出していた。

### 【「通知」のポイント】

◆外資企業、外国企業、外国人に対しても、「中華人民共和国都市建設維持税暫定条例」(国務院1985年公布)、「教育費付加徴収の暫定規定」(国務院1986年公布)、並びにその後の国務院及び国務院財稅主管部門が発令した都市建設維持税と教育費付加に関する法規、規定、政策を適用する。

<sup>1</sup> 1994年に国務院により公布された「外商投資企業と外国企業が増値税、消費税、營業税等稅收暫定條例關連問題についての通知」(国發[1994]10号)と[国務院による教育費付加徴収問題係わる補充通知](国發明電[1994]23号)により、外商投資企業に対して暫定的に都市建設維持税と教育費付加を免除すると規定していた。

【外商投資企業への影響】

都市維持建設税と教育費付加は、増値税、消費税、営業税の実際納税額を基準にして納税する。都市維持建設税は、企業の所在地によって適用税率（\*）が異なり、①市区→7%、②県城（鎮）→5%、③その他の地区→1%であり、教育費付加の税率は一律3%が適用される。従って、12月1日以後、外資企業、外国企業、外国人が増値税、消費税、営業税を納税する際に、下表の示したように都市維持建設税と教育費付加も同時に徴収されるようになる。

従来	今後（同内資企業）	
都市維持建設税と教育費付加免除	増値税納税の場合	都市維持建設税* + 教育費付加 (増値税×適用税率) (増値税×3%)
	消費税納税の場合	都市維持建設税* + 教育費付加 (消費税×適用税率) (消費税×3%)
	営業税納税の場合	都市維持建設税* + 教育費付加 (営業税×適用税率) (営業税×3%)

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p><b>国务院关于统一内外资企业和个人城市维护建设税和教育费附加制度的通知</b></p> <p><b>国发〔2010〕35号</b></p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：</p> <p>为了进一步统一税制、公平税负，创造平等竞争的外部环境，根据第八届全国人民代表大会常务委员会第五次会议通过的《全国人民代表大会常务委员会关于外商投资企业和外国企业适用增值税、消费税、营业税等税收暂行条例的决定》，国务院决定统一内外资企业和个人城市维护建设税和教育费附加制度，现将有关问题通知如下：</p> <p>自2010年12月1日起，外商投资企业、外国企业及外籍个人适用国务院1985年发布的《中华人民共和国城市维护建设税暂行条例》和1986年发布的《征收教育费附加的暂行规定》。1985年及1986年以来国务院及国务院财税主管部门发布的有关城市维护建设税和教育费附加的法规、规章、政策同时适用于外商投资企业、外国企业及外籍个人。</p> <p>凡与本通知相抵触的各项规定同时废止。</p> <p>国务院</p> <p>二〇一〇年十月十八日</p>	<p><b>国務院による内・外資企業と個人の都市維持建設税と教育費附加制度を統一する通知</b></p> <p><b>国発〔2010〕35号</b></p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府、国務院各部委、各直属機関：</p> <p>税制の統一、税負担の公平、平等競争の外部環境整備を更に進めるために、第八次全国人民代表大会常務委員会第5次会議で採択された「全国人民代表大会常務委員会による外商投資企業と外国企業の増値税、消費税、営業税など税収暫定条例適用についての決定」に基づき、国務院は内・外資企業と個人に係わる都市維持建設税、教育費附加制度を統一し、関連問題を以下の通り通知する。</p> <p>2010年12月1日より、外商投資企業、外国企業および外国籍個人に対し、国務院が1985年に公布した「中華人民共和国都市維持建設税暫定条例」、1986年に発令した「教育費附加徴収暫定規定」を適用する。1985年および1986年以来、国務院及び国務院財稅主管部門が公布した都市維持建設税と教育費附加に関する法規、規定、政策も、外商投資企業、外国企業および外国籍個人に同時に適用する。</p> <p>本通知に抵触する各種の規定は同時に廃止する。</p> <p>国務院</p> <p>2010年10月18日</p>

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦20階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext.4250